

お問い合わせ先一覧

困ったら、
相談してや。



育児休業、妊娠中の不利益取扱、母性健康管理等について	和歌山労働局 雇用均等室	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4F	TEL: 073-488-1170 FAX: 073-475-0114
出産手当金 出産育児一時金について	協会けんぽ (全国健康保険協会和歌山支部)	〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル3階	TEL: 073-421-3100 (代表)
産前産後休業、 育児休業中の 社会保険料の 免除について	年金事務所		
	和歌山東年金事務所	〒640-8541 和歌山市太田3-3-9	TEL: 073-474-1824
	和歌山西年金事務所	〒641-0035 和歌山市関戸2-1-43	TEL: 073-447-1567
	田辺年金事務所	〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24-8	TEL: 0739-24-0323
育児休業給付金について	事業所を管轄するハローワーク		管轄区域
	和歌山	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目4-7	TEL: 073-425-8609 和歌山市、紀の川市、岩出市
	海南	〒642-0001 海南市船尾186-85	TEL: 073-483-8609 海南市、海草郡
	御坊	〒644-0011 御坊市湯川町財部943	TEL: 0738-22-3527 御坊市、日高郡(田辺所管轄区域を除く)
	橋本	〒648-0072 橋本市東家5丁目2-2	TEL: 0736-33-8609 橋本市、伊都郡
	湯浅	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2430-81	TEL: 0737-63-1144 有田市、有田郡
	田辺	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24-6	TEL: 0739-22-2626 田辺市(新宮所管轄区域を除く)、西牟婁郡(串本出張所管轄区域を除く)、日高郡のつちみなべ町
	新宮	〒647-0044 新宮市神倉4丁目2-4	TEL: 0735-22-6285 新宮市、田辺市のうち本宮町、東牟婁郡(串本出張所管轄区域を除く)
	(串本出張所)	〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2000-9	TEL: 0735-62-0121 東牟婁郡のうち串本町・古座川町、西牟婁郡のうちすさみ町

～働きながらお父さん、
お母さんになる方へ～

妊娠・出産 についての 基礎知識



妊娠したら、仕事を辞めないといけないと思っていませんか？
妊娠しても、出産しても仕事を続けることができます。

でも、会社の人から退職するように言われて困ったり、
産後しばらくは働けないから、生活費が心配だったり、
心配ごとは尽きないことと思います。

そんな皆さんのために、妊娠・出産についての諸制度と、
金銭的な援助について、まとめました。
働きながら、安心して出産、育児ができるよう、御活用ください。

 厚生労働省

和歌山労働局雇用均等室

妊娠・出産、育児をサポートする法律や制度について

妊娠期	産前・産後期		育児期			復職・両立期
	産前6週間(42日)	出産 産後8週間(56日)	1歳	1歳2ヶ月	1歳6ヶ月	3歳 小学校入学

労働基準法



産前休業
請求により、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から休業が取得できます。

産後休業
産後8週間は休まなければなりません。
※出産日は産前休業に含まれます。

育児時間
1日30分×2回の育児時間が取得できます。

パパ・ママ育休プラス
夫婦ともに育児休業を取得する場合、あとから取得する方法が1歳2か月まで取得可能。

育児短時間勤務
会社は、3歳までの子を養育する従業員に対し、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度を導入する必要があり、従業員はそれを利用することができます。

これらの制度については、企業規模にかかわらず、全ての企業において利用できます。ただし、入社1年未満など、一定の範囲の方は対象から除外されることもあります。また、休業中の給与等取扱いについても、会社の規定によります。



妊産婦等への適用制限 ※妊娠中および産後1年以内の勤務している期間に利用できます。
請求により、時間外労働や深夜業の免除、軽易な業務への転換措置等が受けられます。

男女雇用機会均等法

母性健康管理の措置 ※妊娠中および産後1年以内の勤務している期間に利用できます。
・請求により、勤務中であっても、妊婦検診等で通院するために必要な時間を確保できます。
・主治医から指導を受けた場合、事業主は必要な措置を講じなければなりません。
指導とは、たとえば 通勤緩和、短時間勤務、重物を扱わない部署への異動、休業等
・主治医に、診断書あるいは母性健康管理指導事項連絡カードを書いてもらい、事業主に提出することで必要な措置を受けられます。

育児介護休業法



育児休業
子が1歳に達する日(誕生日の前日)までの間で本人が希望する期間、休業が取得できます。
※休業開始予定日の1か月前までに、会社に書面で申し出ることが必要です。
※出産した女性は産後休業後から、男性は誕生日から取得できます。



1歳6か月までの育児休業
子が1歳に達する時点で認可保育所に入所できない場合等の要件を満たせば、1歳から1歳6か月までの期間、育児休業の再申出ができます。

子の看護休暇
小学校就学までの子を養育する従業員は、子の病気・疾病、予防接種、健康診断のために、年次有給休暇とは別に、1年に5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)、子の看護休暇が取得できます。

時間外労働の制限制度
小学校就学までの子を養育する従業員は請求により、時間外労働を1か月につき24時間、1年につき150時間に制限できます。

深夜業の制限
小学校就学までの子を養育する従業員は請求により、深夜(夜10時から朝5時まで)の勤務が免除されます。

妊婦健診の公的負担制度

妊婦健診の費用を一部助成する制度があります。

問い合わせ先：
各市町村担当窓口



社会保険料の免除

育児休業中の社会保険料(健康保険・厚生年金保険)は免除されます。会社で子が3歳までの育児休業を取得できる場合は、子が3歳に達するまでが免除の対象です。また、産前・産後休業期間中の社会保険料についても、平成26年4月30日以降に産前・産後休業が終了となる方を対象に免除されます。手続きは事業主が行います。
問い合わせ先：年金事務所

出産育児一時金

出産したときは、一児につき42万円(あるいは39万円)が健康保険から支給されます。給付については、医療機関に直接支払われる制度もあります。
問い合わせ先：各医療機関及びご加入の協会けんぽ又は健康保険組合、国民健康保険組合

出産手当金

被保険者が出産のため仕事を休み、給料等をもらえないときは、原則出産日以前42日から、出産後56日までの期間、欠勤1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。
(国民健康保険の加入者には、出産手当金の支給はありません)
問い合わせ先：ご加入の協会けんぽ又は健康保険組合

育児休業給付金

育児休業期間中の給与の一部が、雇用保険から支給されます。
●支給対象者の主な要件
・育児休業(子が1歳に達するまで、要件を満たせば1歳6か月まで)を取得する雇用保険の被保険者であること
・育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あること
●支給額 休業開始時賃金日額×支給日数×50%(平成25年度現在)
※支給率については、法改正により変わる場合があります。
※原則、事業主が手続きをしますが、被保険者がご自分で手続きをすることもできます。
問い合わせ先：ハローワーク

雇用保険料の免除について

免除はありませんが、働いておらず給与が支払われていない期間については、保険料の負担はありません。

母性健康管理、育児休業等制度についての御質問、御相談は
和歌山労働局雇用均等室
にお寄せ下さい。

妊娠・出産、育児休業等の申出や取得を理由とする不利益取扱い、法律で禁止されています。
～たとえばこのような相談をお受けしています～

妊娠したって社長に言うたら、じゃあ辞めてって言われた。

育児休業を取って復職したら、パートになっって言われたんやけど。

妊娠中につきわりがひどくてお医者さんに休めって言われたのに、休ませてくれへん…

育児休業はうちの会社にはないって!?ほんま?

短時間勤務を取りたいって言っても、そんな制度はないから無理って…